## 第 7 回

# 相模原・津久井地域合併協議会会議録

平成16年11月18日

相模原・津久井地域合併協議会

### 第 7 回 相 模 原 ・ 津 久 井 地 域 合 併 協 議 会 会 議 録

目 次

		7.第	
出欠席者名簿2			
		숲	
会長	長あ	いさつ	3
議		事	4
そ	の	他	42
閉		会	44

#### 第7回 相模原・津久井地域合併協議会会議録

日時:平成16年11月18日(木)午後2時から

場所:けやき会館5階 大樹の間

#### 会議次第

- 1 開 会
- 2 会長あいさつ
- 3 議 事

協議事項

協議第33号 まちづくりの将来ビジョンについて

協議第34号 法定合併協議会について

報告事項

報告第25号 市町村合併シンポジウムの結果について

- 4 その他
  - (1)藤野町との合併協議に係る調整状況について
- 5 閉 会

#### 出欠席者名簿

出席委員(44名)

小川勇夫会長、溝口正夫副会長、小林正明副会長、天野望副会長、

由比昭男委員、山岸一雄委員、小林一郎委員、佐藤賢司委員、三橋豊委員、小磯義範委員、

柴田正隆委員、矢越孝裕委員、小野志郎委員、栄裕明委員、菊地原一朗委員、

八木大二郎委員、串田茂美委員、内田昭和委員、窪田雅詞委員、柳川静德委員、

齋藤久雄委員、中里州克委員、小嶋省二委員、大用順司委員、宮下奉機委員、向山武委員、

西川堯委員、落合宣明委員、尾﨑洋子委員、関戸昌邦委員、小嶋重春委員、荒井正次委員、

永井宏一委員、高橋絢子委員、大神田日本委員、石川幸夫委員、宮﨑嘉博委員、大竹栄委員、

前田建二委員、所谷嘉昭委員、永井充委員、山口幸一委員、髙城正勝委員、小林弘委員

欠席委員(6名)

一戸法子委員、河本洋次委員、根岸清委員、湯川齊委員、森繁之委員、田中克己委員 アドバイザー

牛山久仁彦明治大学政治経済学部助教授

#### 幹事

山口秀夫幹事長、永井一浩副幹事長、清水東次幹事、小嶋義文幹事

事務局職員出席者

田所直久事務局長、内田賢治事務局次長、片野憲治事務局次長、瀬戸雅彦主幹、

柿澤一夫副主幹、小林輝明副主幹、佐藤光男主査、菊地原央主査

#### 傍聴者

一般傍聴(42名)、報道関係者(9名)

#### 開会 午後2時00分

#### 開 会

田所事務局長 相模原・津久井地域合併協議会規約によりまして、会議は委員の半数以上が 出席しなければ開くことができないと規定をされておりますが、本日の会議は、出席者40 名(会議途中で44名になる)で規定の定足数を満たしており、成立をいたしておりますの で、併せてご報告を申し上げます。

それでは、定刻になりましたので、小川会長より、開会の宣告並びにごあいさつをお願い いたします。

#### 会長あいさつ

小川会長 本日は、皆様には大変ご多忙のところをご出席いただきまして、誠にありがとう ございます。

只今より、第7回相模原・津久井地域合併協議会を開催いたします。開催に当たりまして、 ごあいさつを申し上げます。

相模原・津久井地域合併協議会は、本日で7回目の協議会の開催を迎えました。これまで、32項目の協議事項についてご協議をいただくとともに、約1,300項目の事務事業につきましても全て協議調整が終了いたしました。

また、先月には、住民の皆様方に対し、協議結果をご報告し、ご意見をお伺いするために、3回のシンポジウムを開催させていただくとともに、まちづくりの将来ビジョンに対するアンケートやパブリック・コメントも実施をしてまいりました。この結果、まちづくりの将来ビジョンにつきましても検討委員会において取りまとめがされ、本日、矢越委員長から最終案としてご報告をいただきましたので、協議事項として改めて提案をさせていただくことといたします。

このように、任意協議会で協議を行うべき事項につきましては、全ての提案が終了いたしますことから、本日は、任意協議会として次のステップへ進むための方向性を確認していただくため、法定合併協議会についてご協議をいただきたいと考えております。

委員の皆様方におかれましては、これまでご協力いただきましたことに感謝申し上げます

とともに、引き続き、これまで以上のご協力をいただきたいと存じます。

また、傍聴においでいただいた皆様におかれましても、1市3町の合併協議についてご理解を深めていただく機会となれば幸いに存じます。

本日も実り多い成果がございますことを期待いたしまして、ごあいさつとさせていただき ます。ありがとうございました。

田所事務局長 ありがとうございました。

#### 議事

田所事務局長 それでは、次第の3、議事に移らせていただきます。

議事につきましては、協議会規約によりまして、会長が会議の議長となることとなっておりますので、これより議事の進行につきましては、小川会長にお願いをしたいと思います。 よろしくお願いをいたします。

小川会長 それでは、議長として会議を進めさせていただきます。

委員の皆様には、議事の円滑な進行につきましてご協力をお願いいたします。

また、協議会の会議運営規程におきまして、協議会の会議録を作成することになっておりますので、会議録に署名をいただくお二人を私から指名させていただきます。大変恐縮ですが、今回につきましては、相模原市議会市政クラブ幹事長の佐藤賢司委員と、城山町議会総務常任委員会委員長の八木大二郎委員にお願いをしたいと思いますが、よろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

小川会長 それでは、お二人には、後日、会議録の署名をよろしくお願いいたします。 それでは、議事に入らせていただきます。

初めに、「協議第33号 まちづくりの将来ビジョンについて」を議題といたします。 資料の説明をさせていただきます。

なお、説明の順序が前後いたしますが、全ての資料について説明をさせていただいてから 協議に入ることとしますので、よろしくお願いいたします。

初めに、パブリック・コメント及びアンケート調査の結果について、事務局から説明をいたさせます。

事務局次長。

#### 協議第33号 まちづくりの将来ビジョンについて

内田事務局次長 それでは、「協議第33号 まちづくりの将来ビジョンについて」、ご説明をさせていただきます。

別冊の厚い資料をご覧ください。

まちづくりの将来ビジョンについて、次のとおり協議を求める。

平成16年11月18日提出、相模原・津久井地域合併協議会会長。

それでは、大変恐縮ですが、81ページをお開きいただきたいと存じます。

8 1ページ、まちづくりの将来ビジョン(素案)に対するパブリック・コメントの結果でございます。

このパブリック・コメントにつきましては、10月1日から11月1日までの32日間、 実施いたしました。

募集の周知につきましては、合併協議会だよりやホームページ、各市町の広報紙を利用して行いました。

- 「5 意見提出状況」でございますけれども、14人の方から50件の意見をいただいて おります。
- 「 6 意見の内訳」ですが、同じ意見を集約したところ、合計は38件となりました。一番多かったのは交通についてでございまして、8件となっております。
- 「7 結果の公表」につきましては、本日のご協議が調いましたら、準備ができ次第、合 併協議会だよりやホームページへ掲載するなどしてまいります。

次に、82ページをお開きください。

意見の要旨と合併協議会の考え方の案をお示ししております。

この案につきましては、まちづくりの将来ビジョン検討委員会で検討していただいたものです。全部で38件ですが、素案を修正いたしますのは、このうちの9件になります。素案を修正する部分につきましては、後程矢越委員長からビジョン本体のところでご説明がありますので、私からは、修正しないものにつきまして、幾つかピックアップしてご説明をさせていただきます。

まず、1、全体にかかわる意見でございますが、6件ございました。

上から3つ目をご覧いただきたいと思いますが、「津久井地域への財源の投入が大きくなりすぎるのではないか。」とのご意見をいただきました。合併協議会の考え方をその右の欄

にお示ししておりますけれども、「合併する場合においても、津久井地域の都市基盤や公共施設を現在の相模原市域と全く同じにする必要はなく、新市全体のバランスを考えながら、地域資源を活かし、地域の特性に合ったまちづくりを進めることが大切であると考えます。また、行政コストについては、管理部門やごみ処理、消防などの統合、職員数の削減など、合併によるスケールメリットを活かした経費削減効果が見込まれます。」としております。

次に、83ページをご覧いただきたいと存じます。

「2 策定の趣旨、方針」についてですが、3件のご意見がありました。

表の3つ目ですが、これは、このビジョンにつきまして、「住民投票で決定される旨を加える。」というご意見でございます。これに対しましては、右の欄にありますように、「まちづくりの将来ビジョンは、素案に対してのパブリック・コメントやアンケート調査などにより住民の皆様のご意見を反映した上で、相模原・津久井地域合併協議会での協議項目として協議され、決定されるものであり、住民投票にはなじまないものと考えております。」としております。

いただきましたご意見は、合併を決定する際に、住民の意思を確認するために行われる住民投票のことではなく、ビジョンの決定を住民投票で行うべきというご意見でございましたので、このような協議会の考え方を示させていただいております。合併を決定する際に住民の意思を確認するために行う住民投票は、各市町村長及び議会の判断により行われるものでございます。

次に、84ページをお開きください。

「5 交通」でございますけれども、分野別では最も多い、8件のご意見がございました。まず1つ目ですが、「新交通システムの建設には反対。」といったご意見があります。これに対しましては、右の欄に記載のように、「新市の一体性を確保するという観点から、骨格となる交通軸が必要となります。相模原市においては、道路の混雑状況に左右されない公共交通の手段として、新しい交通システムについて研究しており、新市においても事業採算性などを含め、研究することが必要であると考えております。」としております。

次に、85ページの上から3段目、「「リニア中央新幹線の新駅誘致」は必要性に疑問がある。」というご意見ですが、これに対しましては、右の欄に記載のように、「リニア中央新幹線は、21世紀の豊かな社会の実現に向けての新たな交通動脈として期待されております。首都圏の西の玄関として本地域が発展していくために、また、公共交通網の充実という観点からも、新市への駅設置は必要であると考えられます。」としております。

次に、86ページをお開きください。

「8 産業・観光・土地利用」の分野で、左の欄の2番目と3番目に、「尾房山を利用した美術館の設置を検討して欲しい。」、「相模湖周遊道路の建設について検討して欲しい。」とのご意見がありました。合併協議会の考え方といたしましては、「相模川や津久井地域の湖などの、資源を活かした観光産業の拠点づくりは大切と考えております。具体の施策については、今後の計画づくりの中で、更に検討されるものと考えております。」としております。

最後に、87ページですが、11、真ん中より少し下でございますが、安全・安心の分野です。「合併を機会に、自治会のない地区でも組織作りをするべきである。」とのご意見をいただき、協議会といたしましては、「市民がお互いに支えあう地域社会の形成が重要なことから、まちづくりの進め方として、「地域コミュニティ活動の促進」、「地域コミュニティ機能を支える組織づくり」が必要であると考えております。」としています。

次に、まちづくりの将来ビジョン(素案)に対するアンケート調査の結果についてご説明 いたします。

恐縮ですが、88ページをお開きいただきたいと存じます。

この調査は、まちづくりの将来ビジョン(素案)に対する住民の皆様のご意見をいただき、 ビジョンの策定に反映させるために行ったものです。

2の調査方法にございますように、調査対象は、1市3町にお住まいの18歳以上の住民、約55万人になりますけれども、その中から1万人の皆様を無作為に選ばせていただきました。郵送方式で、10月16日から11月1日までの約2週間、行ったものでございます。

「3 調査内容」でございますが、恐縮ですが、115ページをお開きいただきたいと存じます。

1 1 5 ページに、アンケート調査票がございます。「アンケート調査への協力のお願い」 にありますように、このアンケートは、ビジョンの素案のダイジェスト版をご覧いただいた 上でご回答をお願いしたものでございます。

右側の116ページに問1がございますが、1市3町が合併した場合の「新市の将来像」について、どのようにお感じになるか、印象をお聞きいたしました。「1 分かりやすい」、「2 共感できる」、「3 まちづくりに関心が持てる」、「4 自分の考える将来像に近い」という4項目につきまして、「そう思う」から「そう思わない」まで、5段階のうちから選んでいただいたものでございます。

次に、問2では、6つの合併シンボルプロジェクトにつきまして、「非常に興味がある」 から「全く興味がない」まで、5段階のうちから選んでいただきました。

それから、問3では、まちづくりの進め方とまちづくりの目標につきまして印象をお聞き しました。

117ページをご覧いただきたいと存じます。

一番上の 1、「都市内分権を推進し、市民参画による"いきいき"と効率的なまちづくりを進めます」というのがまちづくりの進め方で、2から5までがまちづくりの目標となっております。

それから、問4では、1市3町が合併した場合に重要だと思われる施策について、住民の 方が重要だと思われるかどうかをお聞きいたしました。

それから、118ページの問5では、全体を通してのご意見ということで、自由にご意見を書いていただいたものでございます。

最後に、住んでいる市町、性別、年代についてお聞きいたしました。

それでは、大変恐縮ですが、先程の88ページにお戻りいただきたいと存じます。

88ページの真ん中辺、「4回収結果」でございますが、1万件発送いたしまして、90件が住民の方の転出などにより戻ってきてしまいましたので、9,910件が有効配布数となっております。このうち回収数が2,227件でしたので、回収率は22.5%でございました。市町別の回収率は、表に記載のとおりでございます。

「調査結果」でございますが、2,227件のうち7件が無記入でしたので、2,220件の有効回答について結果をまとめました。棒グラフとレーダー図でお示ししておりますが、棒グラフでは、回答者の感じ方の割合を、設問で選んでいただいた5段階でそのまま表示しております。レーダー図では、回答者全体の感じ方の平均値を示すことにより、肯定的な感じ方をされているか、否定的な感じ方をされているかなどを確認できるようにしております。点数のつけ方といたしましては、「そう思う」、あるいは「非常に興味がある」を10点といたしまして、以下、7.5、5.0、2.5、0点といたしまして集計したものでございます。

次に、89ページをご覧いただきたいと存じます。

問 1 の新市の将来像についてですが、棒グラフをご覧いただきますと、一番上の分かりやすいかどうかという設問に対しましては、「そう思う」、「どちらかといえばそう思う」と 肯定的に答えた人は、5 2 %と半分を超えまして、次の共感できるかどうかにつきましても、 肯定的意見が55%となっております。

3番目のまちづくりに関心が持てるかどうかという設問に対しましては、「そう思う」、「どちらかといえばそう思う」と肯定的に答えた方が、合計で58%と最も多くなっております。

そして、4番目の自分の考える将来像に近いと思う方は、42%と少し少なくなっております。

これら4つの設問に対しまして、否定的な回答は17%から24%にとどまっておりまして、肯定的なご意見が多かったと言えると思います。

ページの下のレーダー図におきましても、「まちづくりに関心が持てる」が 6.3 で一番数値が高く、「自分の考える将来像に近い」が 5.4 で最も低くなっておりますが、いずれも 5.0 を超えております。

それでは、90ページをお開きください。

問2、合併シンボルプロジェクトについての印象でございますが、棒グラフにありますように、「安全・安心ネットワークプロジェクト」が、「非常に興味がある」と「やや興味がある」を加えた割合が6つの中で一番多く、73%となっております。一方、「パートナーシップ都市内分権プロジェクト」につきましては、他のプロジェクトと比較いたしますと、49%と低い割合となっており、関心が総体的に低くなっております。

それでは、91ページをご覧ください。

まちづくりの方向性につきましては、棒グラフの一番下にあります、「心の豊かさを育み安心していきいきした市民生活の実現」について、肯定的な意見が79%と大変高くなっております。一番上に記載してある、「まちづくりの進め方である都市内分権推進、市民参画による効率的なまちづくり」も肯定的な意見が65%となっております。

それでは、92ページをお開きいただきたいと思います。

合併した場合に重要だと思われる施策についてお聞きしましたところ、「防災、防犯体制の充実による安全・安心なまちづくり」が、85.9%で一番支持が多く、2位が「児童福祉や高齢者・障害者福祉などの充実」、3位が「森林、湖、河川などの自然環境の保全、活用」でございました。

それでは次に、94ページをお開きいただきたいと思います。

ビジョンに対する自由意見ですが、2,220人のうち1,500人、7割近い方々からご 意見をいただきました。素案に直接関係するご意見を述べられた方が870人と一番多く ございまして、意見の数といたしましては1,353件となります。更に、この中では、まちづくりの目標についてのご意見が750件と一番多くなっております。自由意見につきましては、94ページの下の方から97ページにかけまして、集約したものを掲載しております。

それでは、98ページをお開きいただきたいと存じます。

問6は、回答者の居住市町、それから問7が回答者の性別となっておりまして、性別では 女性の方の割合が高くなっております。

それから、問8、「回答者の年代」でございますが、60歳代と50歳代で42%を占めるという結果になってございます。

次に、99ページ以降は、1市3町のそれぞれの市町ごとの集計結果でございます。各市町の特徴が出る場合がございまして、例えば、111ページ、A3の横長の表がございますけれども、これは、合併した場合に重要だと思われる施策を、各市町ごとに、どれが「そう思う」か、「そう思わない」かということで平均をとってみた訳でございますが、一番右側に平均ということで点数がございます。この欄を見ていただきますと、相模原市や城山町は安全・安心なまちづくりが一番高くなっておりますけれども、津久井町では、交通網の整備や利便性の向上が一番数値が高くなっております。相模湖町では、保健・医療・福祉と安全・安心が一番高くなっております。このような傾向も出ているところでございます。

以上で、パブリック・コメントとアンケート調査の結果のご説明を終わります。

小川会長 次に、まちづくりの将来ビジョンについてですが、説明につきましては、まちづくりの将来ビジョン検討委員会の矢越委員長にお願いをいたします。

矢越委員長 ありがとうございます。それでは、中身の方をご説明させていただきたいと思います。

まちづくりの将来ビジョンは、9月21日、第6回目の合併協議会におきまして、素案として決定をしていただきました。只今事務局の方からもご報告がございましたけれども、この素案につきましては、合併協議会主催のシンポジウムで報告するとともに、パブリック・コメントですとかアンケート調査により住民の皆様から意見を募集しましたところ、多数のご意見をお寄せいただきました。この辺を鑑みまして、11月7日に第11回目のまちづくりの将来ビジョン検討委員会を開催いたしました。結果、素案の一部を修正いたしまして、最終案といたしまして、先程、小川協議会会長に報告をさせていただいたところでございます。

この資料の80ページまでがまちづくりの将来ビジョンの内容でありますけれども、この 素案につきまして、一度はご説明を差し上げておりますので、本日は、素案から修正いたし ました点のみをご説明させていただきたいと、このように思っております。

なお、64ページ以降の財政シミュレーションの関係につきましては、この後、事務局の 方からご説明をいただきたいと、このように思っております。

まず、資料の1ページをお開きいただきたいと思います。

1点目は、策定の趣旨についてでありますけれども、合併協議が進んだ場合、法定の合併協議会が設置されまして、「新市建設計画」が策定されることになる訳でありますけれども、その際に、このビジョンの内容が反映されるよう明確に表記すべきであるという意見を多数いただきました。この点につきまして、2段落目、最後の部分に、「活用される」という文言だけではなくて、「反映される」という旨を明記したものであります。「『新市建設計画』策定の際に活用され、反映されることとなります」と改めさせていただきました。

次に、4ページであります。

これにつきましては、特にご意見をいただいたという訳ではございません。3ページの新市の将来像のキャッチフレーズというものを、キーワードを使って、より明確にお示ししたものであります。前回の合併協議会の中でも、絵柄の方は考えさせていただいている途中でございますというようなことをご報告させていただいたと思っております。

次に、7ページであります。

下の方の5番の市民キャンパスプロジェクトの関係であります。素案では、「市立大学の創設」という施策の例示をしておったのでありますけれども、不要であるというご意見をいただきました。もともと検討委員会では、新市全域をキャンパスに見立てて、自然や文化を生かした既存の教育機関の連携によって生涯学習活動を展開するという意味合いで提案したものでありまして、より分かりやすくなりますように、「生涯学習キャンパスの展開(グリーン・カレッジの展開)」と修正をさせていただきました。

次に、まちづくりの目標に関する修正であります。

12ページの中段の表の部分であります。

交通の分野別方針、施策の方向性の 番、骨格幹線道路網の整備であります。地域の活性 化や観光誘致のために、現在、出口のみ設置されております中央自動車道の相模湖東インタ ーチェンジに入り口を設置すべきであるという意見をいただきました。その旨を主要な施策 例の2件目に追加をさせていただいているところであります。 その下の 番、公共交通網の充実の主要な施策例につきましても修正を行っております。 素案では6件の施策例を記載しておりましたけれども、「津久井地域への鉄道の延伸の促進」と「コミューター空港の整備」ということについては必要ないというご意見を多数いただきましたので、この点につきましては、他の公共交通網の充実を図ることで補完できるのではないのかと考えまして、ご意見のとおり、2件を削除したものであります。

次に、18ページであります。

18ページの一番上の部分、教育・文化の施策の方向性の 番、生涯学習の推進に関してでありますけれども、津久井地域の自然を生かした体験学習の拠点づくりが可能になるのではないのかというご意見を踏まえまして、施策例の4つ目に、「自然を活かした体験学習の拠点づくり」として追加したものであります。

同じく、18ページの保健・医療・福祉に関する分野別方針の説明文中の3行目以降についてでありますけれども、素案では、「高齢者や障害者の生活支援と社会参加に対して、思いやりを持って助け合う地域社会の形成」としておりましたけれども、いただいたご意見を踏まえまして、「自立と社会参加に対してノーマライゼーションの理念を持って支えあう」という表現に修正をしております。

このノーマライゼーションというのは、26と番号が振ってありますけれども、このように難しい言葉は分かりにくいというご意見も多数いただいておりますので、この場合でいきますと、63ページに、このノーマライゼーションという意味が書かれてあると思いますので、後程ご参考にしていただければと思います。このように番号が振ってあるものに関しましては、そこら辺のページのところに全て意味というものが書かれてあります。

同じく、18ページの下の表の保健・医療・福祉の施策の方向性でありますけれども、「1 医療・相談支援体制の充実について」であります。素案では、単に「医療体制の充実」としておった訳でありますけれども、相談支援体制の充実の方が重要であるという意見を踏まえまして、主要な施策例とともに修正を加えたものであります。

次に、19ページの下の表であります。産業関係のところに地産地消の概念を加えた方が 良いというご意見をいただきましたが、安全・安心に関する施策の方向性、 の「安全な消 費生活の確立」の主要な施策例の2点目に、「地産地消の考え方に基づく生産者と消費者が 連携した仕組みづくり」として加えたものであります。

5 5 ページ以降のビジョン策定の経緯では、新たに委員の選考、私どもがどのような過程 で選考されたのかということと、委員会の経過並びにパブリック・コメントですとかアンケ ートの調査の結果概要について記載をさせていただいております。

また、アンケート調査の際、言葉が難しいというご意見をいただいたことから、先程申し上げましたとおり、61ページ以降、用語解説を載せておりますので、ご参照していただきたいと、このように思います。

以上の素案からの修正点につきましては、119ページ以降に一覧表としてまとめておりますので、該当箇所と見比べていただきながら、素案から修正した箇所をご確認いただきたいと、このように思います。

以上で、まちづくりの将来ビジョン検討委員会で検討してまいりました、まちづくりの将来ビジョンについての説明を終わります。

6 4ページ以降の財政シミュレーションにつきましては、事務局で検討作業を行った結果 でございますので、事務局の方からご説明の方をいただきたいと思います。よろしくお願い いたします。

小川会長 ありがとうございました。

続きまして、財政シミュレーションについて、事務局より説明をいたさせます。

事務局次長。

内田事務局次長 それでは、財政シミュレーションにつきまして、ご説明をさせていただき ます。

協議第33号の、大変恐縮ですが、一番最後のページになりますけれども、122ページをご覧いただきたいと思います。最後から2番目でございますが、大変恐縮です。

122ページ、「財政シミュレーションへの意見と対応」というふうにございます。

9月21日に第6回合併協議会でいただきましたご意見、あるいはまちづくり検討委員会でいただきましたご意見につきまして、幹事会で協議をし、対応を決めたものを整理した表でございます。

対応するものが3件ございまして、順番に説明をさせていただきますと、まず、合併特例 債につきまして、50%発行だけではなく、発行バリエーションを増やすべきであるという ご意見をいただきました。これにつきましては、新たに「発行しない場合」、それから 「100%発行する場合」についてもシミュレーションすることといたしました。

次に、合併後15年経過後も推計すべきであるというご意見をいただきまして、対応といたしましては、5年先(平成37年)までの財政シミュレーションを作成することとさせていただきました。合計20年ということになった訳でございます。5年プラスした理由でご

ざいますけれども、合併特例債の償還が、2年据え置き、10年償還ということになっておりまして、平成37年には合併特例債の償還が終了するということで区切ったものでございます。

次に、1市3町の単純合計を示すべきであるというご意見をいただきまして、これについても対応させていただいております。

次に、2、「対応できないもの」でございますが、4つほどございます。

まず1つ目は、政令指定都市となった場合の財政シミュレーションを示すべきであるというご意見でございます。対応できない理由といたしましては、政令指定都市になった場合の財政シミュレーションとして推計するための要因、これは、例えば、政令指定都市になった場合、行政区を設置する訳でございますが、その行政区を幾つ設置するのか、あるいは石油ガス譲与税、あるいは宝くじ関係の歳入、これをどう見込むか、あるいは国道・県道の管理費用に伴う歳出など、非常に算定が難しい状況にございます。従いまして、現段階では財政シミュレーションできないという整理をさせていただいております。

次に、将来像の中に「政令指定都市」という文言が入っている以上は、合併することによって、より多い人口増加を見込むべきであるというご意見をいただいております。新市の発展による人口増を見込むべきというご意見でございますが、当然、そういう方向で新市の発展に向けて努力をしていくということではございますが、財政シミュレーションにつきましては、合併による人口増加に関する具体的な数値を把握するのはなかなか難しゅうございます。そこで、自然増減と社会増減を要因として人口推計を行うということで、現在のやり方で整理させていただきたいと考えております。

では、恐縮ですが、123ページをお開きいただきたいと思います。

ご意見といたしまして、相模原市は、普通交付税が不交付である。不交付を前提のシミュレーションにすべきであるというご意見をいただきました。これにつきまして、右の欄をご覧いただきたいと思うんですが、既に、相模原市単独の場合は、普通交付税については不交付として推計をさせていただいております。また、特別交付税につきましては、過去5年間における最低の額で推計しておるものでございます。そして、シミュレーションの考え方といたしまして、「現行の制度が変わらないものとして推計する」というふうにしておりますので、臨時財政対策債償還金相当額などが普通交付税として交付されるという前提で財政シミュレーションを行わせていただいているものでございます。

それから次に、一般会計ではなくて、普通会計で行うべきと。他団体との比較の関係とい

うことでございますが、右の欄の真ん中辺に書かさせていただいておりますけれども、今回の財政シミュレーションは、1市3町のそれぞれの現状を比較するということが目的ではなく、合併しない場合と合併する場合を比較してご検討いただくということを目的としておりますので、一般会計で整理をさせていただいているところでございます。

3番の対応済のものでございますけれども、人件費を減らしていく推計をすべきではないかということでございますが、これにつきましては、スケールメリットによりまして職員を減らすことで削減できると考えておりまして、シミュレーションの中でもそのような形で入れさせていただいております。ただし、退職手当が27年度や28年度は増えておりまして、その人件費の削減効果が表上は見にくくなっているというものでございます。

以上が、修正した点、修正しなかった点でございますが、大変恐縮ですが、64ページに 戻っていただきまして、財政シミュレーションの本体の方でございます。

今申し上げましたことを踏まえまして修正をさせていただいております。只今ご説明した変更点、これを反映しておりますとともに、9月21日の第6回合併協議会以降の最新データを反映させております。例えば、9月24日に、津久井郡広域行政組合におきまして平成15年度決算が認定されましたので、新市推計の基礎となる数値を平成14年度決算額から15年度決算額に変更しております。また、シミュレーション結果を精査していく過程で、例えば、合併した場合の城山町における都市計画税の宅地並み課税分につきまして、1,300万円で推計しておりましたが、生産緑地を指定できる可能性のある農地分を差し引きまして、630万円に変更するなど、数値を変更している部分がございますので、ご了解いただきたいと存じます。

それでは、64ページから変更部分をご説明させていただきます。

1の(3)推計期間でございますが、従来、32年度までの15年間でしたけれども、37年度までの20年間ということで、5年間延長しております。

次に、66ページをお開きいただきたいと思います。

66ページの上から3段目の 地方債というふうにございます。地方債の右側の欄、説明書きがございますが、3行目のなお書きからでございます。「なお、合併する場合は、合併特例債を『発行しない場合』、『起債可能額の50%を発行する場合』、『起債可能額の100%を発行する場合』の3パターンで推計」という形で書かさせていただいております。次は、71ページでございます。

7.1ページ、4、財政シミュレーションのパターンでございますが、(1)合併しない場

合の といたしまして、1市3町単純合計をつけ加えさせていただいております。

それから、(2)合併する場合の 新市(合併特例債発行なし)、それから 新市(合併特例債100%発行)ということで、従来5パターンであったものを3パターン増やしまして、8パターンとしているものでございます。

それでは、72ページをご覧いただきたいと存じます。

合併しない場合の相模原市でございます。下のグラフをご覧いただきたいと存じますけれども、平成33年度から平成37年度まで、5年間延長しております。形式収支につきましては、14億円から13億円のマイナスというような形になっております。

それから次に、73ページ、 城山町でございますが、こちらも平成33年度から平成37年度まで推計を延長しておりますが、形式収支につきましては、2億5千万円から3億8千万円のマイナスという形で推移すると推計されております。

次に、74ページでございますが、津久井町でございます。津久井町におきましても、平成33年度以降、7億5千万円から8億円と形式収支のマイナスが若干拡大するというような形で出ております。

次に、75ページの相模湖町でございますが、平成33年度以降、形式収支は2億円から3億8千万円程度のマイナスということで、マイナスが拡大していく傾向が出ております。 次に、76ページでございます。

1市3町単純合計でございますけれども、これは、今ご説明いたしました から までを足したものでございます。ただ、歳入歳出の規模が、例えば、平成18年度の歳出の合計で比較いたしますと、相模原市が約1,725億円、城山町が61億円、津久井町が78億円、相模湖町が34億円ということで、3町の合計が173億円ということで、およそ、相模原市の10%程度になっております。従いまして、76ページの下の方のグラフにございますように、かなり相模原市の影響を受けるということで、グラフにつきましては、72ページのグラフと見比べていただきますと分かりますが、形式収支の動き方は相模原市単独の場合と似たような形になるものでございます。

次に、77ページ、(2)合併する場合でございます。新市(合併特例債発行なし)のものでございますけれども、合併特例債を利用しませんと、合併特例債償還金相当額の70%に対する交付税措置がないということになりますので、歳入の増額部分が50%発行の場合よりも当然少なくなるという形になります。従いまして、形式収支のグラフは、50%発行の場合よりゼロに近くなるということでございまして、平成26年度にマイナス1億5千万

円になりますけれども、以後はプラスに転じるような形になってございます。平成31年度 以降、形式収支のグラフがジグザグになっておりますけれども、これは、財政調整基金を取 り崩せる場合と取り崩せない場合があるために極端な動きをしているものでございます。

それでは、78ページでございますが、これは、従来の合併特例債50%発行の場合で、 5年間延長したものでございます。

それから、79ページの100%発行の場合でございます。これは、ゼロ%の場合と逆に、合併特例債償還金相当額の70%に対する交付税措置が額として多くなりますので、その分、特例債50%発行の場合よりもプラスの方向に働くということでございまして、形式収支の折れ線グラフをご覧いただきますと、若干上の方に、プラスの方向に振れるというような傾向が出ているものでございます。

以上で、財政シミュレーションの説明を終わります。よろしくお願いします。 小川会長 説明が終了しましたので、ここで協議に入らせていただきます。

なお、パブリック・コメントの意見等に対する合併協議会の考え方についても協議対象と なりますので、ご留意願います。

大変恐縮ですが、ご意見等がある方は、挙手をしていただければ、私からご指名させていただきます。その上で、お名前を言われてからご発言をいただきたいと存じますので、よろしくお願いいたします。

また、できるだけ多くの方にご発言いただきたいと考えておりますので、ご発言はなるべく簡潔にお願いしたいと存じます。

それでは、ご意見等がございましたらお願いいたします。

はい、どうぞ。宮下さんですね。

宮下委員 津久井町の宮下ですが、第3章のまちづくりの目標から3点ほど、できるだけ簡単に、説明を交えながら質問したいと思います。

まず第1に、15ページの分野別方針の産業のところの第3項、農林業の振興、担い手育成。この中の主要施策例の中で「遊休農地等の利用促進」とありますが、結論的に申し上げますと、「農地の有効利用と地産地消の総合農政の促進」が妥当ではないかと考えます。新市は、ご存じのように、70万の人口を要し、市内には、津久井町の2,000ヘクタールを初めとして、1市3町で4,065ヘクタールの農用地が存在いたします。計画的な作付、出荷、販売に取り組み、新市の農地整備計画を実施することによって、市内のみで消費者とのマーケティング体制がとれるんだと思います。安心、安全、新鮮、まさに生産者の顔が見

える食料の供給が可能であり、また、更には、労働集約産業である農業で後継者の確保と、 雇用政策も図れるのではないかと思います。まず、これが第1点であります。

次に、16ページの分野別方針の土地利用ですが、3項に駅前密集地の改善とありますが、主要な施策例に「橋本駅周辺の改良整備」が入っておりませんが、設けるべきと考えます。 橋本駅は4町の玄関口でもありますし、県央道、津久井広域道路との連携及び車の流れ、パーク・アンド・ライドによる4町からのシャトルバスの橋本駅乗り入れ等を勘案した場合、現状では難があるのではないかと思います。従って、用地問題等、難問があることは承知いたしますが、ビジョンとして是非再整備を掲げたいと思います。

もう1点は、18ページの分野別方針の中の保健・医療・福祉でありますが、施策の方向性に少子化対策を付加すべきではないかと考えます。新市においては、相模原市の人口構成率が圧倒的に高く、一方、津久井町、4町では減少。特に3町は著しい傾向にあります。現在、相模原市においてまだ人口の減少は考えられない状況下にはありますが、国全体を考えた場合、減少傾向が将来到来することも懸念されます。その後の市政の運用でそういうことはないかもしれませんが、これからの各種施策を展開する上で、是非少子化対策を頭に入れた展開が必要と考え、本項を掲上することを提案したいと思います。

以上、3点について質問を行いました。

小川会長 質問、いかがですか。質問ですね、只今のはね。

宮下委員 そうです。

小川会長 では、協議、そちらで。局長ですか。誰がしますか、答弁。では、事務局次長。 内田事務局次長 只今、宮下委員から、総合農政の促進、それから橋本駅周辺の再整備、それから少子化対策ということで、ご質問というか、ご提案と受けとめてよろしいでしょうか。 宮下委員 はい。

内田事務局次長 まちづくりのビジョン検討委員会でも色々とご検討いただいた結果、今の案ができておりますので、できれば、その辺を皆様でご協議いただければ、事務局としても、もし修正するということ、あるいはつけ加えるということであれば、つけ加えさせていただきたいと存じますし、ただ、その際に、3点目にお話しされました、18ページの少子化対策を施策の方向性のところに入れてはどうかということにつきましては、今からまでございますけれども、その中で優先順位を何番目にするのかということと、それから主要な施策例ですね。この主要な施策例としてどのようなものを入れていくかということも併せてご協議いただきますとありがたいと存じます。

以上でございます。

小川会長 いかがでございましょう。よろしゅうございますか、他に。

はい、どうぞ。

宮下委員 今、答弁をもらったのは、ここでそれについて協議するということですね。 小川会長 協議をする。はい。

はい、矢越委員長さん。

矢越委員長 ご提案ありがとうございます。ただ、今言われた3点というのは、前回のパブリック・コメントの前の段階でも出ていたことで、今日挙げさせていただいた素案といいますか、これは、前回、最終的な形で上程させていただいたものなので、私が「変えます」と言って変えられるものではなくて、この協議会の中で協議していただかなければいけないと思っております。

そんな中で、まず最初の1点目の15ページの「地産地消の農地の有効利用と地産地消の総合農政推進」に変更するというご提案があったと思いますけれども、それは、ちなみに、19ページのところにも、一番下のの安全な消費生活の確立というところで、「地産地消の考え方に基づく生産者と消費者が連携した仕組みづくり」というところにも入っておりまして、ダブってしまうのではないかなというところも少しございます。

それと、17ページの橋本駅ですか。駅前密集市街地の改善の のところに橋本を含めたらどうかということなんですけれども、実際、1市3町が合併した場合に、その拠点となるべきものは、多分、橋本かなというところもあるんですけれども、それを今から毅然と決めてしまっていいものかというものもありまして、わざと省いた経緯がございました。

それと、18ページの少子化対策というところに関しましては、今、内田事務局次長からもございましたけれども、この辺全部をひっくるめまして、少子化対策の一つ一つではないかなというところがあります。少子化対策というのは色々手法があると思うんですね。原因もあるでしょうし。そんな中で、何をとっていうかということも非常に難しいことなので、ただ漠然と少子化対策と挙げること自体でいいのかという議論もあったので、こういう細目的なものを主要な施策例として挙げさせた次第であります。それをかんがみまして、またご意見をちょうだいいただければと、このように思うところであります。

小川会長 いかがでしょうか、このことについてのご意見。

いかがでしょうか、宮下さん。今、矢越委員からそういう話があったんですが。

宮下委員 文言を変えなくても、そういった方向で全て これはビジョンですから、全て

が新市建設計画から総合計画に反映されるものとは当然思っていませんけれども、ビジョンですから私は入れておいた方がいいなということで提案しましたが、そういった方向で漏れなく検討していただければ、それでも結構です。

小川会長 はい、分かりました。

他にございませんでしょうか。

はい。では、どうぞ。

向山委員 津久井町の向山ですけれども、2点、お願いしたいと思います。

1点目は、分野別方針の交通の関係の の公共交通網の充実の関係でございますけれども、「津久井地域への鉄道の延伸」の件ですけれども、必要ないというふうな先程のご説明ですけれども、111ページ、合併した場合に重要だと思われる施策ということで、津久井町におきましては、70.2%の住民の、町民の強い願いがあるにもかかわらず、バブル期の幻想であったというふうなことで一刀両断に切られたような感じがするんですけれども、これは将来、新市が一体化し、10年、20年経過した中で、当然必要な交通網だというふうに考えるんですけれども、その点が1点、いかがなものかということで、私としては是非とも掲載しておいていただきたいなというのが1点目です。

2点目につきましては、14ページの分野別方針の自然・環境の 番、湖環境の向上ということで、水質の向上ですとかごみ対策ですとかという問題があるんですけれども、一番のダムに対しての、湖に対しての問題は、私達はダムの崩落が一番の重要課題というふうに認識しておりますし、湖周辺に暮らす人達の一番の心配事でもありますので、この崩落対策というものを、景観ですとか見た目の良さだけというか、そうでなくて、もう少し現実的な問題としての崩落問題も是非取り上げていただきたいというふうに思うんですけれども。

以上、2点ですけれども、よろしくお願いします。

小川会長 いかがでございましょうか。この2点、交通、それからダムの崩落。ご意見をひとつ、是非。今の交通のこと、それからダムの崩落の危険というんでしょうか、心配というんですか。その辺についてちょっとご意見、どうするか。ご意見がございませんと、どうするんでしょうね。入れてもいいんだろうし。

はい。では、どうぞ。向山さん、お願いします。

向山委員 恐らく議論はされていると思うんですけれども、鉄道の延伸の関係。その辺の議 論の経過等をもしお聞かせいただければと思いますけれども。

小川会長 矢越委員長。

矢越委員長 今、2点あって、2点目の終わりの方を、ちょっと今、文章を探していたもので、すみません。

1点目の方の鉄道の延伸という件は、85ページに、今ご指摘のとおり書かれてあるところでございます。意見をいただいたのは何件かあって、これ1件ではなくて、これによりますと、「『津久井地域への鉄道の延伸』はバブル期の幻想であり、必要性に疑問がある」というようなことなんですけれども、実際、それだけをとって省いた訳ではございませんで、こちらの注釈といいますか、右側の部分に、この鉄道が全てではなくて、「総合的な交通体系の検討が重要であると考えており」ということでありまして、鉄道が、まさしくこれで全てなのかなと。現実的に、バスをもう少し増便するですとか、色々な手法があるのではないかということが出て、省いた次第であります。

この件に関しましては、12ページですか。もともとが12ページに書かれてあるところでありまして、1番から4番までございまして、2番、3番とかというところが輸送手段の確保につながるものかと思うんですけれども、これに、3番の方には、新しい交通システムの整備、検討というところがあるんですけれども、今現実に、津久井の相模湖寄りのところというのは電車が通っていない訳でありまして、もし電車が通るとしたのであれば、この3番に含まれるのではないかという意見も中にはございました。それでももっと強調してほしいというご意見が多数であれば、ここで議決をしていただいて、加えるのもやぶさかではないと思うんですけれども、一応、経緯としてはそのような感じだったと記憶しております。

崩落関係は、ちょっとお時間いただけますでしょうか。

小川会長 はい。向山委員さん、どうぞ。

向山委員 掲載はやぶさかではないというふうなことですので、是非ともお願いしたいと思 うんですけれども......

矢越委員長 すみません、よろしいですか。

小川会長 はい、どうぞ。

矢越委員長 ごめんなさい。皆様が、そのような手法で決定でということであればということでありまして、お一人の方が言ったから、では、ここで「そうしましょう」と私は言える立場ではございません。委員会メンバー、32名おりますので、私個人でどうのこうのと言える立場ではない。その辺はご理解をいただきたいと思います。すみません。

小川会長 そのことについて、向山さん、よろしいというか、いかがですか。今の、これに 掲載することを主張されるかどうか。 向山委員 されます。

小川会長する。するということですか。

向山委員 ええ、主張します。強く。

小川会長 ああ、そうですか。いかがでございましょう。このダムの方ですね、まずね。両 方ですか。

向山委員 いえ、まず交通の関係です。

小川会長 交通の方ですか、まず。

向山委員 はい。

小川会長 ダムの方はいかがでしょう。何か、ダムに関してご意見を。

はい、矢越委員長。

矢越委員長 発見しました、すみません。19ページに、治山・治水というところがございまして、安全・安心の分野別の方針のところの 番のところ、治山・治水対策の推進というところがございます。「水害対策の推進」ですとか「防災、安全に配慮した河川整備の促進」、「水害対策、土砂対策の推進」、「急傾斜地等における崩壊対策の推進」、こちらに含まれておりますので、そちらでご理解をいただければと、このように思うところでございます。これを探しておりました。すみませんでした。

小川会長 どうぞ。

向山委員 治山・治水ということで、これは湖をもう少し意識した 急傾斜地等というのは、これは恐らく通常の山とかの傾斜地のことだと思うんですけれども、その辺はいかがですか。

矢越委員長 だとすれば、その上にあります水害対策とか土砂対策というものも湖が含まれるのではないかと思うんですけれども、川であり、湖であり、当然、津久井地域というのは湖が幾つもある訳でありまして、その中に含まれると私は解釈しておりますけれども、いかがでしょう。

小川会長 いわゆる解釈は色々あるかと思いますが、他の方で、ちょっといただけますか。 例えば、今の「ダム」という言葉を入れるか入れないかね。それではっきり明確にはなると 思うんですが、今のように水という......。

では、どうぞ。柴田委員さん、いかがでしょう。

柴田委員 ありがとうございます。鉄道の件なんですが、32名の委員会メンバーにある程 度委託をして、このような文章でまとめてきたということは、その具体性、具現化性と、余 りにも細かく一つ一つを挙げていってしまうと、施策自体が具体的過ぎてしまって、それに 縛られること等も勘案されて、このような文言になられたのではないかと思うんですが、委 員長、いかがなんでしょうか、そこら辺は。だとすれば、私はこのままの文言の表記の方が いいのかなというふうに思っておりますが。

矢越委員長 ありがとうございます。様々な意見をいただきましたんですけれども、例えば、一つ、公害問題をとらえたにしても、公害の問題だけに言及してくる意見ですとか質問というのがある訳でありますけれども、私どもの委員会というのは、では、その公害については皆さんどう思うのかというのを32名で協議をしてきたというところでありまして、例えば、その公害を、では1人の人が言ってきた。では、その人は30人で検討しているのか、50人で検討しているのかというと、多分そうではないであろうなと思うところもありますし、やはり一つのことを30名で検討してきたということは、それなりの自負もございますので、できれば、私としてはこのままの方がよろしいかと思いますけれども。

小川会長 そうですか。何か、このことで他に提案ございませんでしょうかね。いかがでしょう。この、いわゆる「鉄道」という文字を入れるか否かというようなことですね。それからもう一つは、ダムの崩落というのは、「ダム」というような言葉を入れればはっきりする訳でしょうが、今のような表現で良しとするか、何かご意見ございませんかね。

事務局、聞きますが、これは、文言を追加する、あるいは訂正するということは、そんなに作業的には問題ないんでしょう。どうなんですか。まあ、都合で決めてはいけないんでしょうが、それでも一応聞いておきましょう。

内田事務局次長 協議会で議論していただいて、ここをこういうふうに修正するというふう にご指示いただければ、そのように修正させていただきます。

小川会長ですから、その手間とか何かは余り考えなくていいですね。

内田事務局次長 はい。

小川会長 ということだそうでございます。いかがでしょうかね、どなたか。何か話が前へ 進みにくくなってしまったんですが、矢越委員長、いかがですか。

矢越委員長 一つ一つの言葉をとってみても、別によろしいのではないかなというところもあるんですよ。あるんですけれども、それは皆さんにご納得いただかないと、まちづくりの将来ビジョン検討委員会というのは、この合併協議会の中の委員会なもので、私一人……小川会長 ええ、分かります、分かりますよ。それは分かるんですが、せっかくご苦労されたのを修正しようというんだから、やはりどなたもちょっと遠慮があるかなと思ったもので

申し上げたんですが。

では、再度、向山さん、いかがでしょう、このこと。何度も発言で申し訳ないんですが、 この鉄道とダムですね。

向山委員 まず鉄道ですけれども、県の総合計画にも再び位置づけされているやに聞いたんですけれども、であるならば、是非とも、これは津久井地域のシンボル的なものだと思うんですよね。現実性、実現性となると、10年、20年どうなのかなということなんですけれども、やはりこれは将来に向けた大きなビジョンであり、夢であると思うんですけれども。

それから、湖岸崩落の関係は入っているというふうなことですので、それについては 県の総合計画に入っているということですね。やはり明記していただけたらなという思いで すけれども。

小川会長 向山さんのお考えは、鉄道とダムの崩落を明記すべしと、こういうこと。それでよるしいですね。

向山委員 はい。

小川会長 このことについて特に無いようでしたら、この他のことについてございませんで しょうか。ちょっとこれは置いてみましょう。また、この他のことで。

大神田委員 相模湖町の大神田と申します。

では、ちょっと12ページの分野別方針の交通。 の主要な施策の例という中で、「中央自動車道相模湖町東インターチェンジへの入り口設置促進」とありますけれども、これはもう何年も前から入り口の設置を要望等もされておると思います。その中で、このまちづくりのビジョンの中で、どういう内容で検討されたのか、話し合いをされたのかというのが1点。それと、16ページの分野別方針の土地利用。 の中で「水源地域や農地の土地利用規制の改正と効果的な運用」。この件も、我々、私ども相模湖は、水源地域の中での生活であります。その中で、どういう規制改正の話し合いがされたのかが1点。

それと、同じ17ページの「相模湖駅前市街地の環境、景観の改善」という形。これもかなり町の中での検討もされておると思いますけれども、その点のどんな検討をされたのか、 内容を説明できたらお願いしたいと思います。

小川会長 いかがでしょうか。

はい、どうぞ。矢越委員長、どうぞ。

矢越委員長 すみません、私、矢越です。

まず、1点目の12ページの「中央自動車道相模湖東インターチェンジへの入り口設置促

進」ということなんですけれども、前々からやっていらっしゃるということはあっても、1市3町になった場合のビジョンを検討する上で検討されたということなんですね、結果的には。1番が、やはり交通に対するものが委員会の皆さんの中でも意見が多かったということであったんですけれども、84ページをちょっとお開きいただきたいんですけれども、下から2段目の表であります。これは、意見を後々いただいて、修正したところなんです。先程も私、申し上げましたけれども、抜けていたものを今度は追加したというふうになっております。やはり入り口がないのは不便であるということを委員会の中でも検討しました結果、今日、最終的にこれを載せたという経過であります。

それと、16ページの 番の計画的で秩序ある土地利用の推進の一番下の黒丸印、「水源地域や農地の土地利用規制の改正と効果的な運用」ということで、ちょっと漠然としてしまっているかもしれないんですけれども、簡単に申し上げますと、規制が津久井地域には非常に多くかかっているということをお聞きしております。それを、規制緩和の波ではございませんけれども、そういうものに当てはめて、もう少し自由に、何というんですかね、効果的な運用ができるようにしていけたらいいのではないかということで、こういうふうに載せさせていただきました。

それと、17ページの3番の駅前密集市街地の改善というところの2番目の丸印、「相模 湖駅前市街地の環境、景観の改善」というところなんですけれども、これは意見が載っているかどうか、ちょっと私、分からないんですけれども、ここで出た意見は、確か、商店街が 関散としてきてしまって、年々、過疎化が進んでいるというようなことが出ていたと思います。 やはり駅前であるならば、駅前らしく繁華街的なものを、もう少し人が集まりやすいようなまちづくりにしていっていただきたいというような意見が出たので、こういうような文章を載せさせていただいた訳であります。

以上です。

小川会長 よろしゅうございますか。

他にございませんか。

はい、では、どうぞ。

大用委員 津久井町の大用と申します。

分野別の方針の自然・環境、14ページの5番になりますか。里山・谷戸環境の保全というところで、黒ポチで「里山の保全と再生」と単純にございますが、そこに「及び活用」、「活用」という文字を加えていただきたいと思います。それといいますのは、津久井町は山

と住宅地が隣接しておりますので、自然と環境の調和が、里山の有効活用により、なお一層の日々の生活に潤いを与えることから、本町では多くの地域でその見直しと利用の実践活動に取り組んでいますので、是非「活用」をつけ加えていただきたいということで提案したいと思います。

また、もう1点、その下の6番のごみ対策の推進というところで、後段の方に「不法投棄対策の充実等」ということでくくってありますが、これにつきましては、自然環境の保全、維持、景観維持はもちろんのことですが、水源地域であることの再確認のためにも、法規制等による具体的な施策への取り組みが重要である。法による強固な罰則規定がない限り、きれいごとの美化キャンペーン程度では不法投棄は排除できないというものが現実の問題としてあります。独自の法規制を伴った対応を掲げるべきだということで、これも提案をしたいと思いますので、よろしくお願いします。

小川会長 いかがでしょう、このことにつきましては。不法投棄、水源地は特に明記すべしと、こういう意見ですね。

はい、矢越委員長。

矢越委員長 すみません、矢越でございます。

まず、2番目のごみ対策の推進の方の法規制ということでありますけれども、法規制というくくりでくくってしまうということは、それは一理あるかと思うんですが、もしそうであるならば、法規制以外のことは逆にできなくなるという解釈もとれる訳でありまして、この推進の中では、色々なことを総体的に含めるような言い回しにしているんですね。ですから、もし法律的なものを入れたいというのであれば、そういうものも含めたというようなニュアンスにしておかないと、法規制がありきという解釈になってしまうと、では住んでいる住民の方はそういう協力的なものができないのかというような逆の論法でこられる可能性もあるので、その辺はいかがかなと。まず1点目です。

それと、「里山の保全と再生」というところに関しましては、大きな意味では、そこの中に活用というのは入っているのかなとも私は一瞬思ったんですけれども、よくよく考えてみると、「活用」という言葉が入っていてもよろしいかなと個人的にちょっと思ったところであります。

小川会長はい。特にございますか、大用委員さん。

大用委員 不法投棄のことですけれども、住民から協力が得られないというふうなことを今 言われたと思うんですが、不法投棄、これは、現実的には大きなトラックで持ってきて捨て ていく。家電製品だとか、そういうものも、車が入りさえすれば、家並みが途切れたところにはかなり捨てられるということがありますので、これは、罰則規定とか、そういったものをここで示しておかないと、ごみ捨て場になってしまうような要素が出てくるのかなということで、提案をさせていただいた訳でございます。

小川会長 このことでいかがでございましょう。「里山の保全と再生」、更に「活用」というのを加えるかというようなご提案。それから、不法投棄対策。今の表現でよろしいか、ご提案のようにするかということですが、何か。特にございませんか。

では、またちょっとこれは一時保留しまして、その他に何かお気づきのところはございま すでしょうか。

ございませんようでしたら、それでは、小林副会長さん、どうぞ、言ってください。 小林副会長 今の財政シミュレーションの関係なんですけれども、これは、ページ数で言いますと65ページで、事務局の方が、これは固定資産税と 固都税ですね。いわゆる固都税について、宅地並み課税の関係で2,300万ですか、それをシミュレーションしたところ、生産緑地の可能性のある部分を全部対象にした場合は600万になると、こういう説明をいただいたんですが、確か、私の資料で把握している範囲ですと、相模原市さんの場合は、生産緑地の指定率は30%だったと、こういうふうに聞いているんですが、これについて、もちろん城山の事情は違うでしょうけれども、やってみなければ分からないというところはあるんですが、これについて、相模原市の場合を参考にしてシミュレーションするという考え方はなかったものかどうか、まず第1点に聞きたいと思いますが。

小川会長 分かりますか。

はい、事務局次長。

内田事務局次長 そのパーセンテージにつきましては、私どもも城山町の実態がよく分かりませんでしたので、城山町さんにご相談して、城山町の場合は50%程度が相当かなということでございましたので、50%という数値を使わせていただきました。

それから、すみません、私の説明でちょっとお取り違えられているといけないので、再度 ご説明させていただきますと、城山町における、固定資産税はともかくとしまして、都市計 画税の宅地並み課税分につきまして、従来1,300万円で推計しておったんですけれども、生産緑地を指定できる可能性のある農地分、それを差し引いたところ、630万円という課税額になったということで、先程は従来のものの訂正を申し上げさせていただいたところで ございます。

小川会長 よろしゅうございますか。

どうぞ。

小林副会長 そうしますと、あと64ページのところなんですけれども、これは、前回のと きも要望を出したんですけれども、5年間追加していただきましてシミュレーションができ た訳なんですが、それはそれとして大変評価いたしますけれども、やはり城山の場合は、 30年間の自立シミュレーションを作ってみたいなということで考えている訳なんですが、 そういう中で、更に私は、10年プラス5年、これは当然、財政的に一定程度の潤う期間と して位置づけられると思いますが、更に今回の場合は5年。そして、今後、やはりあと5年 ないし10年を、これは加えていくという考え方をしませんと、本当に合併後の見通しが立 たないと私自身は考えますし、そういった点で、先程の説明では、平成37年度に償還が終 了するとの理由ですけれども、償還が終了しても財政がどうなるかという見通しもきちんと 出していかなければいけないということがありますので、やはり合併した場合の真の姿が出 てくるのは、私は、合併後15年以降から20年ないし30年に出てくるというふうに考え ておりますので、この辺については、是非この財政シミュレーションを出していただきたい なと、こういうふうに思うんですが、その点についていかがなものかというのが1点ですね。 それから、政令指定都市を視野に入れるということで、もうまちづくりビジョンの中でも 入っていますけれども、それはそれで一つの方法だと思いますが、これは、県の市町村課が 作られたCD-ROMでも、政令指定都市を加味したシミュレーションを既に県でも作られ ておりますので、例えば、行政区の設置数についても色々考え方がある訳ですから、これは 作りにくいという理由を挙げられましたけれども、基本的には、政令市の類似団体比較とい うことで作れない訳はないと思いますので、これは是非作っていただきたいなと。県のCD - ROMでも、政令指定都市を視野に入れた場合のものも作られている訳ですから、是非そ れを再度要望したいと思います。

この点と、それからあと、最後ですけれども、この資料の77ページと78ページに、合併特例債を発行しなかった場合と、した場合の資料といいますか、グラフがある訳ですけれども、棒グラフと折れ線グラフがありまして、その77ページのところの真ん中あたりの平成25年から28年度は、すれすれのゼロ億円ということになるんですけれども、結果的に見ますと、78ページと比較いたしますと、要するに、結果的には、後半として、平成32年以降、ほとんど上下のグラフが同一になっていると。上がったり下がったりだと。そういうことから考えますと、合併特例債を発行しても、そう変わらないのかなという見通しもで

きるようにちょっと感じるんですが、その辺の分析をどのようにされているのか、参考まで にお聞きしたいと思います。

小川会長 以上ですか。

小林副会長 はい。

小川会長 事務局次長、どうぞ。

内田事務局次長 3点いただきましたが、まず、1点目の延長についてなんですけれども、これについては、事務局といたしましてはその必要はないというふうに思っておりまして、といいますのは、確かに償還が37年度に終わるんですけれども、これは、10年間、今回のシミュレーションの条件としては、10分の1ずつ合併特例債を10年間均等に発行していくと。その最後の年度に発行したものもここで償還されるということですから、額的には非常に少ない額なんですね、その最終年度の償還額というのは。ですから、ここで37年度のところを見ていただければ、もうほとんど38年度とほぼ同じだというふうに考えていただいてよろしいかと思います。

それから、政令指定都市についてなんですけれども、これは、先程の理由といたしましては、色々な条件が難しいというふうに申し上げましたけれども、もう一つは、こちらの協議会の中では、政令指定都市をまちづくりビジョンでは視野に入れてというふうにはなっていますけれども、合併して、すぐ政令市を目指すとか、そういうようなことにはなっておりませんので、事務局といたしましては、政令指定都市のシミュレーションをこの合併協議会で行う必要性はないかなというふうに考えているところでございます。

それから、3点目の77ページと78ページのこの差ですけれども、合併特例債を発行できるのが合併後10年間でございますので、確かに平成30年度以降はそれほど変わっておりませんが、この18年度から27年度まで、ここのあたりが合併特例債が発行できるところですので、そこを見比べていただきますと、ゼロ%だと、かなりゼロに近くなるというか、低くなるというか、そういう傾向が出ているところでございます。

以上でございます。

小川会長 どうぞ。

小林副会長 すみません、1点だけ。事務局としては必要ないというご見解なんですけれど も、合併した場合の本当に新市の姿が財政的に出てくるのは、私は、合併後10年プラス5 年、それ以降の平成32年以降、この15年間で出てくるんだろうというふうに考えていま すので、もう事務局としては必要ないと言われれば、それまでなんですけれども、これは、 私は、合併の是非を判断するのを含めて、ここで議論する訳ですから、そういったものを出さないと是非の判断ができかねるのではないかというふうに思いますので、その辺を考えています。

小川会長 分かりました。

他は。今、初めてですよね。その長い、30年とか何年、もっととかというご提案をされ たのはね。前回では……

小林副会長 10年と言っていましたよ、前回は。

小川会長 ですから延びたんだろうから……

小林副会長 前回はプラス10年だったのを、プラス5年にされたんですね。

小川会長 他にございませんでしょうか。

ございませんようでしたら、今出ておりますのは、私のメモでは、向山委員さんの例の鉄道の問題、それからダムのこと。それから、大神田さんはよろしいのかな。大用さんの里山に「活用」という言葉を入れる、あるいは例の不法投棄の関係ということ。それと、小林副会長さんは、時間をするかやらないかですね、そのシミュレーションを。というようなことが課題となったかと思うんですが、これだけでということであるとすれば、いかがでしょうか、10分ほど休憩をさせていただいて、どのようにするか、提案者と、それから委員会と、あるいは事務局とちょっと話し合いをその休憩の時間にでもしていただいて、その後に行った方が効率的だと思うんですが、よろしゅうございますか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

小川会長 それでは、只今から10分間といたしますと、35分までですね。3時35分まで休憩をいたしますので、その提案をなされた方と矢越委員長さん、それから事務局、ひとつ調整をしてください。

休憩 午後3時23分 再開 午後3時40分

小川会長 それでは、会議を再開いたします。

休憩時間中に協議が行われた模様でございますので、その結果について事務局から説明を いたさせます。

事務局長。

田所事務局長 それでは、修正といいましょうか、こういうふうに直したらどうかということで、ご提案を改めてさせていただきたいと思います。

只今の資料の12ページをご覧いただきたいと思います。

まず、12ページの中段、施策の方向性の中の 公共交通網の充実というのがございますが、ここで津久井地域への鉄道の延伸というご提案がございました。只今事務局の方で調整をいたしまして、この公共交通網の充実の一番頭のところに、「津久井地域への鉄道の延伸の促進」という形で入れさせていただければというふうに考えてございます。

それから、2つ目でございますけれども、14ページをお開きいただきたいと思います。

こちらは、ご提案がございましたのは、14ページの施策の方向性の里山・谷戸環境の保全。ここの中に「再生及び活用」という言葉を入れてほしいというご提案でございましたけれども、この「活用」につきましては、この自然環境の一番頭のところに、1のところに、自然環境の保全、創造、活用という部分がございます。その中で、「森林の価値の再評価(資源としての活用等)」という記述がございますので、こちらで読んでいただけるということでございます。これは修正しないということでございます。

それから、不法投棄対策の充実等の中で、条例等、法規制を具体的に書くべきではないかというようなご提案がございました。ただ、これは具体的な施策ということになってまいりますので、現段階では「不法投棄対策の充実等」ということで、ここら辺を、具体的にどういう施策を講じるかという段階で議論がされるべきものであろうというふうに考えてございますので、このままにさせていただきたいというふうに考えてございます。

それから次に、15ページでございますけれども、総合的な農業、農政の推進を入れるべきであるというご提案がございました。15ページの表の部分、施策の方向性の 農林業の振興、担い手育成の2つ目のところに、「総合的な農業施策の推進」という言葉を入れさせていただければというふうに考えてございます。

続きまして、17ページでございます。

17ページの一番上段部でございますけれども、駅前密集市街地の改善のところに「相模大野駅、小田急相模原駅周辺等の」というような言葉がある訳ですけれども、ここに、津久井4町への玄関口、3町への玄関口になるということで、「橋本駅」を加えるべきだというご提案でございます。これにつきましては、頭の「相模大野駅」の前に、「橋本駅」という表示をさせていただきたいというふうに考えてございます。従いまして、「橋本駅、相模大野駅、小田急相模原駅周辺の都市機能の充実や」云々という、こういう形で修正をさせてい

ただきたいと思います。

それから次に、19ページでございます。

ダム関係のお話でございます。ダムの崩落対策ということでございましたが、19ページの安全・安心の施策の方向性、ここの 治山・治水対策の推進の一番下の黒丸のところに、「急傾斜地等における崩壊対策の推進」という項がございます。この急傾斜地の次に点を打ちまして、湖の岸、「湖岸」というふうに入れさせていただければというふうに考えてございます。従いまして、「急傾斜地、湖岸等における崩壊対策の推進」ということで入れさせていただくことが可能ではないかというふうに考えてございます。

なお、少子化対策のお話もございましたけれども、18ページのそれぞれ施策の中に少子 化対策が総合的に入ってございますので、少子化対策についてはこの中で読んでいただくと いうことでございます。

以上、事務局の方で修正をした箇所について説明させていただきましたけれども、ご協議 をいただければというふうに考えてございます。よろしくお願いをいたします。

小川会長 只今事務局から説明がございました。

何かございますか。

ございませんようですので、只今説明がございました、1つは、いわゆる鉄道の延伸の件、2番目が総合的農業施策の件、3番目が橋本駅を加える件、4番目が湖岸の崩落対策の件、この4点を修正する、いわゆるつけ加えるということになりましょうか。このようなことに修正をさせていただくこととしたいと思いますが、いかがでございましょうか、お諮りをする訳ですが。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

小川会長 それでは、お諮りをいたします。

先程事務局から説明がございましたように、ビジョンに反映することとし、そして原案を 修正し、併せてパブリック・コメントで寄せられた意見に対する協議会の意見を修正するこ とにご異議ございませんでしょうか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

小川会長 異議なしと認めます。

「協議第33号 まちづくりの将来ビジョンについて」につきましては、原案を一部修正 した上で決定することといたします。

なお、パブリック・コメントで寄せられた意見に対する考え方につきましては、合併協議

会の考え方として、修正事項を踏まえた上で取りまとめをさせていただき、後日、公表をさせていただきますので、併せてご承知いただきたいと存じます。

続きまして、「協議第34号 法定合併協議会について」を議題といたします。

事務局から資料の説明をいたさせます。

ありますか。では、はい、どうぞ。佐藤委員さんかな。

小嶋(省)委員 津久井町の小嶋です。

小川会長 すみません、どうも。小嶋さん。

小嶋(省)委員 次の協議へ入る前に、先程財政シミュレーションのお話が出ていました、小林副会長から。私は、この64ページですか。基本的な考え方、あるいは推計対象とする会計、あるいは推計期間と、こういうことに基づいて、事務局の方でこの財政シミュレーションを作っていただいたというふうに思います。その先の30年まで作れというのは、私としてはいかがなものかな。今、世の中が変わっていますから、不特定要素が非常に大きくある訳ですから、その先まで財政シミュレーションを作って何になるのかなというふうに思います。少なくとも、この基本的な線に沿って作っていただいた、この事務局の策定したシミュレーションで、私は結構であろうというふうに意見として申し上げたいと思います。小川会長 只今のご意見について、何かご意見ございますか。

ございませんようでしたら、ご意見ですから拝聴しておくことといたします。

改めて申し上げます。

次に、「協議第34号 法定合併協議会について」を議題といたします。

事務局から資料の説明をいたさせます。

田所事務局長。

#### 協議第34号 法定合併協議会について

田所事務局長 それでは、「第7回相模原・津久井地域合併協議会」という薄目の資料の方 をご覧いただきたいと思います。

1ページをお開きいただきたいと思います。

「協議第34号 法定合併協議会について」。

法定合併協議会について、次のとおり協議を求める。

平成16年11月18日提出、相模原・津久井地域合併協議会会長。

相模原・津久井地域合併協議会につきましては、本年の4月1日の設立以来、協議を重ね

ておりまして、予定をいたしておりました任意合併協議会が行うべき協議事項につきまして は、協議が調っているものでございます。

また、本協議会におきましては、合併の期日を「市町村の合併の特例に関する法律」の適用を受けまして、平成18年3月31日までに合併することを目標として決定をいたしております。

このため、「地方自治法」及び「市町村の合併の特例に関する法律」に基づき合併協議会を設置いたしまして、市町村建設計画の作成、その他市町村の合併に関する協議を行っていくことを確認するものでございます。

2ページをお開きいただきたいと存じます。2ページ以降は、全て参考資料でございます。まず初めに、法定合併協議会の位置づけでございますけれども、法定合併協議会は、「地方自治法第252条の2第1項」及び「市町村の合併の特例に関する法律第3条第1項」の規定に基づき設置をされる協議会でございます。合併の是非も含めて、合併に関するあらゆる事項の協議を行うために設置をされる組織でございます。

その設置に当たりましては、関係市町村の協議により規約を定め、関係市町村の議会の議 決が必要となるものでございます。

なお、平成16年11月1日現在、全国の1,779市町村によりまして、574の法定合併協議会が設置をされております。

2番目に、法定合併協議会の役割でございますけれども、合併市町村の建設に関する基本的な計画といたしまして「市町村建設計画」の作成、また、その他市町村の合併に関する協議を行いまして、最終的に「合併協定書」をまとめるというものでございます。

次に、3番目の法定合併協議会の設置手続でございますが、1から4までございます。1 といたしまして、各市町、相模原市、城山町、津久井町、相模湖町による事前の協議が必要 となります。この中で所要事項を協議いたしまして、法定合併協議会規約(案)を作成いた します。

2 といたしまして、法定合併協議会設置に係る 1 市 3 町の各議会の議決が必要となるものでございます。この議会の議決の際には、付議案件の内容といたしましては、法定合併協議会の設置議案及び法定合併協議会に係る予算となるものでございます。

次に、法定合併協議会が各議会で議決をされますと、協議会を設置した旨及び規約を告示することになります。また、その告示の後、県知事への設置の届け出が必要となるものでございます。

3ページをご覧いただきたいと存じます。

相模原・津久井地域の合併協議会の組織のイメージでございますけれども、現在設けられております、この任意の合併協議会と基本的には同様な形となるものと考えておりますが、関係市町の長、それから関係市町の議会の議長が推薦する議会の議員、それからもう1点、現在は住民団体、経済団体等の代表ということで加わっていただいておりますが、今度は、法定協議会になりますと、関係市町の長が協議して定めた学識経験を有する者として加わっていただくことになろうかと考えてございます。

なお、幹事会、専門部会、あるいは合併協議会事務局等につきましては変更いたしませんで、現行のとおりというようなことになるものと考えております。

また、4ページには関係する法令をお示ししてございます。

説明につきましては以上でございます。よろしくご協議をお願いいたします。

小川会長 只今事務局から、「協議第34号 法定合併協議会について」、説明がありました。

ここで協議に入らせていただきます。

只今の説明に対しましてご意見等ございましたら、お願いをいたします。

ございます方。特にございませんですか。

では、小林副会長さん、どうぞ。

小林副会長 もし無いようでしたら、私の方から。

これは、協議事項の協議第34号なんですけれども、任意協議会で法定協議会についてが 議題になっている訳なんですが、そもそも、相模原・津久井地域合併協議会の規約を見てみ ますと、第2条に協議会の事務というのがありまして、3つ、どういう事務をするかと所管 事務が書いてある訳ですね。(1)に、合併の是非を含めた関係市町の合併に関する協議が 第1点ですね。第2点は、関係市町が合併した場合におけるまちづくりの将来ビジョンの策 定。そして第3番目に、前2号に掲げるものの他、関係市町の合併協議について必要な事務 と、こういうふうに3つの事務が具体的に規定されている訳ですけれども、この第2条の規 約からいきますと、規約上から、そもそも任意協議会の中で、法定協議会について、この協 議事項になじまない、そういうふうに私は考えておりますし、そういう点で、この辺はいか がなものかということで考えております。この点について確認をしておきたいなと思います。 小川会長 確認ですか。

小林副会長 失礼しました、質問をですね。

小川会長質問、はい。いいですか。

それでは、事務局がいいかな。はい、事務局、どうぞ。只今の小林副会長の質問に答えてください。

田所事務局長 只今のご質問でございますけれども、規約の第2条につきましては、法定協議会のことについて協議することは含まれていないのではないかというようなご質問かと思いますが、第2条の第1号におきましては、関係市町の合併に関する協議という規定をいたしております。この規定につきましては、任意協議会において協議を事実上終了し、合併協議における次のステップに進むことをこの協議会で協議することになる訳でございますので、この規約から外れるということには考えてございません。この規約の中で読み取れるというように事務局としては考えてございます。

以上でございます。

小川会長 はい。

小林副会長 今、事務局の方から、要するに、第3号の関係市町の合併協議について必要な事務の中に、法定協議会のことの協議も含まれるんだと広く解釈されているようですけれども、少なくとも、この合併協議について必要な事務というのは、任意協議会の第1条の設置した、第1条で規定している、任意の協議事項について必要な事務をやるというふうに限定的に解釈せざるを得ないと私は思いますし、そこで、もしこの合併協議について必要な事務をやれば、ここでもうどんどん、法定協議の中でなくて、任意協議会の中でやっていくことだって不可能ではないということになりますので、少なくとも、この合併協議について、任意協議会の中で法定協議会の事項をやることは、私は越権行為である、こういうふうに考える訳ですけれども、いかがでしょうか。

小川会長 事務局、どうぞ。

田所事務局長 先程の私の説明がちょっとまずかったのかもしれませんが、私は、2条3号とは申し上げてございません。2条第1号というふうに申し上げてございます。

以上です。

小川会長 小嶋委員さん、どうぞ。

小嶋(省)委員 只今事務局の方から、法定協議会の設置に関する可否の判断の説明がございましたけれども、いずれにしましても、法定協議会を設置する場合には、ご説明いただいたとおり、それぞれ1市3町の議会が決めることであり、それは今説明されたとおりでありますから、今回提案されたことは、協議案として書かれているように、我々委員に対して法

定協を設置することを確認すると、こういう意味であるというふうに私は思います。従って、 任意協が議会の判断を越えて決めてしまうという意味ではないと、このように思います。

従って、何ら不自然ではないと思いますし、逆に、我々、この50名の委員に対して確認をするという協議会の運営方法については、むしろ丁寧に進めているというふうに私は思っております。これまでの協議結果を踏まえますと、次のステップへどうしても進まなければいけない訳ですから、任意協から法定協へ進み、あるいは新市建設計画などの協議がされます。先程ちょっと質問が出ましたように、合併特例債の問題が先程ちょっと意見が出ましたけれども、こういった特例債の使途、あるいはその額、こういうものを明らかにして、1市3町の町民の皆さんに報告すると、こういうことがまさに法定協議会だというふうに思いますから、今回提案されている、この協議事項については、全く問題ないというふうに思いますし、今まで進めていただいたような進め方で、丁寧にやっていただければ問題ないというふうに私は思います。

以上です。

小川会長 他にございませんか、このことにつきましてのご意見。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

小川会長 異議なしというような......

小林副会長 賛否をとってください。

小川会長 このことについて、いかがでございましょうか。賛否をとるのも一つなんですが、いかがでしょう、これの扱いについて何かちょっと発言をしていただければと思いますが。 賛否をとりますか。

それでは、できることならと思うんですが、では賛否をとることにいたしましょうかね。 只今、採決を行うべきではないかとのご意見が小林副会長からありましたが、この件について、皆さんのご意見をお伺いいたします。このことについての賛否を、イエス、ノーをひとつ。

小嶋委員さん、どうぞ。

小嶋(省)委員 先程申し上げましたように、それぞれ意見があるようですから、私は採決をとって進めていただいた方がいいというふうに思います。

小川会長 それでは、採決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

小川会長 それでは、お諮りをいたします。

「協議第34号 法定合併協議会について」は、協議会会議運営規程第4条に基づいて、 採決により決することといたしますが、よろしゅうございますか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

小川会長 異議なしとのことでございますので、協議会会議運営規程第4条に基づいて採決をさせていただきます。

採決の方法につきましては、挙手により行うことといたしますが、よろしいでしょうか。 なお、協議会会議運営規程第4条では、意見が一致しない場合は、出席委員の3分の2以 上の賛同をもって決するものとすると規定されてございますので、念のため申し上げます。 それでは、お諮りいたします。

「協議第34号 法定合併協議会について」、原案に賛成の方は挙手をお願いいたします。 〔賛成者挙手〕

小川会長 事務局、良いですか。ああ、数を数えているのね。良いですか。良かったら、良いと言ってください。良いですか。

ありがとうございました。

現在の出席者は44名でございまして、賛成の方、挙手した方が42名でございます。

只今、採決をいたしましたが、本日の出席委員44名のうち、3分の2以上である42名の賛成がございましたので、協議会会議運営規程第4条に基づいて、原案について賛同いただいたものといたします。(出席者44名のところ議長役の小川会長を除く43名のうち42名の賛成。)

よって、「協議第34号 法定合併協議会について」は、原案のとおり決定をいたしました。

次に、報告事項に移らせていただきます。

「報告第25号 市町村合併シンポジウムの結果について」、事務局から報告をいたさせます。

事務局次長。

## 報告第25号 市町村合併シンポジウムの結果について

内田事務局次長 それでは、薄い方の資料の5ページをご覧ください。

「報告第25号 市町村合併シンポジウムの結果について」、次のとおり報告する。

平成16年11月18日提出、相模原・津久井地域合併協議会会長。

それでは、6ページをお開きください。

市町村合併シンポジウムの結果でございます。

このシンポジウムにつきましては、「~自然と産業が調和し 人と人がふれあう 活力ある自立分権都市を目指して~」というテーマで3回行いました。記載のとおり、10月16日、20日、23日でございます。3会場での延べ参加人数は、544人でございました。

「2 シンポジウムの内容」についてでございますが、小川会長のあいさつの後、基調講演、テーマ、「なぜ、いま市町村合併なのか」ということで、16日と20日につきましては牛山先生から、23日につきましては吉田先生から行っていただきました。

それから、相模原・津久井地域合併協議会の経過について報告をし、また、まちづくりの 将来ビジョン(素案)につきまして、16日と20日につきましては矢越委員長から、23 日につきましては中里副委員長からご報告をしていただいたものでございます。

次に、「(6)パネルディスカッション」でございますが、「合併で目指そう 新しいまちづくり」というテーマで、記載のとおり行わさせていただいております。パネリストは記載のとおりでございますが、特に、16日はNPO法人男女共同参画さがみはら副代表理事の森田さんに、それから20日につきましてはNPO法人男女共同参画さがみはら理事の一戸さんに、そして23日につきましては津久井町婦人会連絡協議会会長の尾崎さんに参加いただきまして、ディスカッションを行いました。コーディネーターは、基調講演をしていただいた先生に務めていただいたものでございます。

討議の内容といたしましては、地域の現状を踏まえた将来のまちづくりの可能性について、 そして魅力あるまちづくりの実現のために必要なものは何かといったようなことにつきまして、ご討議いただいたものでございます。

そして、各会場の参加者の方々からご提出いただきました質問票に基づきまして、パネリストから回答するということをさせていただきまして、記載のとおり、16日、20日、23日、3会場での延べ質問票数は、66人の方から130件いただいております。当日答えきれなかったものにつきましては、11月1日号の協議会だよりに掲載しました他、12月1日号、これはこれから発行いたしますけれども、それにも載せさせていただく予定で、今整理をしているところでございます。

以上で、市町村合併シンポジウムのご報告を終わります。

小川会長 只今、「報告第25号 市町村合併シンポジウムの結果について」、事務局から 報告がありましたが、只今の報告に対しましてご質問等ございましたら、お願いいたします。 はい、どうぞ。永井さん。

永井(宏)委員 私、相模湖の永井です。

このシンポジウムでございますが、私も、相模湖のとき、お伺いしました。ここでまた一つご質問することは、会長ではなくて、副会長の城山町長の小林さんに、私、質問したいんですが、こういうあれが出ているのに、どこへも出ていないと。それで、副会長ながら、質問ではなくて、どういう気持ちでそういうあれでね、暇があったら出て、一緒に自分の意見をその場所で述べてもらいたいというのが私の考えです。これは、一つの町の議員と違います。長です。そういうことで、どんなふうだか、どんな気持ちでそういうあれになっているんだか、お聞きしたいです。

小川会長 それでは、小林さん、どうぞ。

小林副会長 それでは、相模湖町の永井委員さんにお答えをしたいと思います。

これも、城山町で住民説明会をやりましたら必ず質問になる事項だと思いますので、基本的には、どういう理由で不参加なのか、これをお答えしたいと思います。

永井委員さんは、こういうカラー刷りのチラシをご覧になったと思いますが、この中に、私、このまちづくりのシンポジウムがあるということは知っておりましたし、もちろん一般的にはシンポジウムに参加する予定で、16、20日、23日と予定を入れておりました。ですけれども、9月15日の午後に、町長に、私のところへ決裁文書が上がってきまして、パネルディスカッションの具体的なテーマといたしまして、「合併で目指そう 新しいまちづくり(仮称)」というふうに書いてありました。ですから、翌日に1市3町の 9月16日の日が翌日でありますから、そこで1市3町の首長懇が予定されていましたので、そこで色々な議論ができるものかと思っておりましたら、実は、その翌日、午前中に、相模原市役所さんで1市3町の首長懇があった訳なんですけれども、そこに行きましたら、もうこのカラー刷りのチラシが置いてありまして、それで、この場合は「(仮称)」となっていませんでしたので、これはゲラ刷りの段階かなと思って、たまたま事務局の方に聞きましたら、もう既に、1週間前に印刷が完了していたと、こういう話を聞いた訳ですね。それが1点。それは、忙しいからある意味ではやむを得ないかもしれませんけれども、それが1点。

少なくとも、私の立場というのは、どういう立場でこの任意協議会に参加しているのかと 申しますと、これは町長選挙の絡みもあるんですけれども、ちょっと時間がかかりますけれ ども、きちんと言わせてもらいたいと思いますが、せっかくの質問ですから誤解のないよう に言いたいと思いますので、まあ、私の話も聞いていただければというふうに思いますが、 より簡潔に言いますと、1つは、現在、任意協議会というのは、合併の是非を含めて、規約上、議論をしている段階に、9月の段階でありました。そして現在もまだ協議中なんですね。 終わってはいない訳ですね。9月の時点でも当然そうでした。従いまして、合併の是非の結論は未定の状態、そういう状況が前段としてあると思いますね、9月の段階で。

そして、今回の、先程挙げました、今回のシンポのチラシです。それと、その実態は、こ こに、スローガンに、パネルディスカッションのテーマにありましたように、「合併で目指 そう 新しいまちづくり」と、こういうふうに書いてありました。それと、「自立分権都市 を目指して」、縦書き。横書きは、「もっと素晴らしく夢広がる町へ」と、こういう文言が 記載してありました。そういう中で、これは、しかも、趣旨として、企画書を見てみますと、 市町村合併が有効な手法であるということについて、協議会の経過報告、素案報告及びパネ ルディスカッションを通じて、住民の理解を深めることを目的にするということでありまし た。だとするならば、これは合併ありきのシンポジウムだというふうに断定せざるを得ない。 もちろん、その前提は、合併ありきの方がそこへ参加するのは、当然、それはそれで結構 でしょうけれども、私は、10月1日に、あるいは選挙戦でも公約しておりますけれども、 きちんと議論をしていく中で、合併と自立の両論をきちんと議論していくんだと、こういう 立場にいます。ですから、このシンポジウムが次の機会に、また今度は自立のシンポジウム があるとすれば、それは時を異なって参加するということも可能ですから、一時期は合併の 問題に集中しても構わないと思いますが、全体的な流れを拝見いたしますと、この16日、 20日、23日の、この3日間は、もう既に合併の立場で、そういうシンポジウムでしかな い。合併でない立場のシンポジウムではあり得ない、こういうことでありましたから、私の 政治スタンスからいって、これは参加できないと、こういう結論を出して、1市3町の首長 懇の中でも表明している、そういうことであります。

以上です。

小川会長 永井さんですか。

永井(宏)委員 これは、私達住民の方からしても、副会長さんがそういうあれ。また、町の長です。分かります。あなたの最初の内容は分かりますけれども、そんなものではないと私は思うんです。これは、反対なら反対でもいいから来て、みんな、反対の人は反対ということで質問もしている訳ですよ。それへ来て、同じ副会長さんで、副会長さんがそこへ出ていないというのは、私なんかは本当に残念だなと。副会長だって、反対だっていいんですよ。反対の言葉を言ったっておかしくはないんですよ、私はこうですと。それを言わないで人の

話を聞きに来るなんていうのは、私としたら、まあ、本当の話、情けないなと思っています。 以上です。それだけです。

小川会長 今はよろしゅうございますかね。

シンポジウムのご報告なんですが、特に他にはございませんですか。

他に無いようでございますので、「報告第25号 市町村合併シンポジウムの結果について」につきましては、承認をいただいたものといたします。

## その他

小川会長 次第4、その他に移らせていただきます。

「藤野町との合併協議に係る調整状況について」、事務局より説明をいたさせます。 片野事務局次長。

## その他(1)藤野町との合併協議に係る調整状況について

片野事務局次長 それでは、「藤野町との合併協議に係る調整状況について」につきまして、 ご説明を申し上げます。

協議会資料の9ページをご覧ください。

藤野町との合併協議の調整状況につきましては、現在までの経過でございますが、この藤野町からの申し入れを受けまして、8月25日と9月21日に開催いたしました相模原・津久井地域合併協議会におきまして、ご報告をさせていただいているところでございます。

11月1日には、1市4町での合併協議を円滑に進めるための調整などを行います、「相模原市及び津久井郡合併連絡協議会」を設置いたしたところでございます。

次に、資料の10ページ、11ページをご覧いただきたいと存じます。

相模原市及び津久井郡合併連絡協議会の設置要綱を掲載させていただいております。

11ページに委員の構成がございますが、1市4町の合併担当の部課長で構成し、オブザーバー委員といたしまして、神奈川県の職員の方にご参加をいただいております。

続きまして、12ページをご覧いただきたいと存じます。

相模原市と藤野町の合併協議に伴う体制につきまして、図で示したものでございます。

図の右側に相模原・津久井地域合併協議会、左側に藤野町内部の組織体制をお示しし、中

央には、先程ご説明をいたしました相模原市及び津久井郡合併連絡協議会を位置づけてございます。

藤野町の体制でございますが、藤野町におきましては、藤野町市町村合併推進協議会を設置する準備を進めているところでございます。この推進協議会は、相模原・津久井地域合併協議会における決定事項や承認事項につきまして、藤野町としてのお考えをまとめるために設置されるものでございます。今後、相模原・津久井地域合併協議会で協議をされました協議事項やまちづくりの将来ビジョンなどにつきまして、藤野町において確認を行っていくこととなるものでございます。

また、相模原市及び津久井郡連絡協議会につきましては、藤野町と相模原・津久井地域合併協議会の間に位置をいたしまして、1市4町での合併協議を円滑に進めることができるよう、連携や調整を図ってまいるものでございます。

なお、今後、相模原市と藤野町は、合併協議を円滑に進めるに当たりまして、合併協議に 係る合意書を取り交わすことを予定してございます。

藤野町との合併協議に係る調整事項につきまして、簡単ではございますが、ご説明をさせていただきました。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

小川会長 只今事務局から説明がありましたが、ご質問等がある方はお願いいたします。 ございませんか。

特に無いようでございますが、「その他」であらかじめ用意された事項は以上でございますが、その他、事務局から何かありますか。

事務局長。

田所事務局長 事務局の方から1点だけご報告をさせていただきます。

今後の本協議会のあり方でございますけれども、先程協議第34号でご協議をいただきましたとおり、今後は、1市3町において、法定合併協議会の設置に向けた準備を進めさせていただくことになるものと考えております。法定協議会の設置時期につきましては今後調整をさせていただきますけれども、法定協議会が設置されるまでの間につきましては、現在のこの任意協議会は存続をさせていただくということで考えております。従いまして、法定合併協議会の設置に併せまして、最終の任意協議会を開催させていただくことになろうかというふうに考えております。その際に、解散等の手続についてご承認をいただくことになるものと考えておりますので、よろしくお願いを申し上げます。

以上でございます。

小川会長 只今事務局から説明がありましたが、ご質問等がある方はお願いいたします。

特に無いようでございますので、以上で、次第の「4 その他」については終了させていただきます。

最後になりましたが、アドバイザーの牛山先生から、本日の協議会を総括してご意見をいただければ幸いだと存じますが。

牛山先生、お願いします。

牛山アドバイザー 全体の総括というふうにはなかなかいかないかもしれませんけれども、本日、様々な協議事項について一定の結論を見、また、シンポジウム、パブリック・コメント等で得た意見を踏まえまして、まちづくりビジョンの方向性が確認されたところであります。

今後は、この任意協で決定されました方向に向けて、合併の期日も一応この中で確定されましたので、それに向けた作業という具体的なことになっていくかと思います。そういった中で、合併特例法では、法定協議会を設置することが合併特例を受けることの条件にもなっておりますので、それに向けた議論ということでありますが、それは、もちろん、先程ご発言がありましたように、各市町の議会、首長の皆さん、そして住民の皆さんの決定を経まして法定協議会が設置され、更にそこで合併の是非も含めて議論をし、そして、この3月の期日に向けて作業が進んでいくということになるかと思います。そういった意味で、今後、更に、このまちづくりビジョン等の住民への周知徹底、そして意見交換等が進むかと思いますが、そういったことを踏まえて、ビジョンの委員の皆さんも、大変お忙しい中、夜、土曜等々、議論されましたので、是非これを実らせる形でご議論いただければというふうに思います。

以上です。

小川会長 ありがとうございました。

## 閉 会

小川会長 それでは、閉会に当たり、溝口副会長さんよりごあいさつをいただければと思い ますが、よろしくお願いします。 溝口副会長 大変長時間に渡りご苦労さまでございました。

本日まで7回の協議会を開催する中で、委員の皆様方には大変お骨折りをいただきましたが、本日、任意協議会としての一定の方向を導き出していただきました。この結果を受け、1市3町の首長により法定協議会の設置について協議をさせていただきますので、委員の皆様には引き続き1市3町の合併協議にご理解とご協力を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

これをもって、第7回協議会を終わらせていただきます。どうもご苦労さまでございました。(拍手)

小川会長 ありがとうございました。

それでは、以上を持ちまして、第7回相模原・津久井地域合併協議会を閉会させていただ きます。

長時間に渡りまして熱心にご協議いただき、ありがとうございました。

閉会 午後4時20分

相模原・津久井地域会議運営規程の第8条第3項の規程により署名する。

平成16年12月27日

会議録署名人 佐藤賢司

会議録署名人 八 木 大 二 郎